

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務
プロポーザル募集要項

2015年 8月

高松市

目 次

1	趣旨	1
2	整備事業概要	1
	(1) 事業名	1
	(2) 整備用地	1
	(3) 整備条件	1
	(4) 施設に必要な機能	2
	(5) 留意事項	2
3	基本設計業務仕様概要	2
	(1) 業務名	2
	(2) 履行期間	2
	(3) 基本設計業務契約金額	2
	(4) 重要事項	3
	(5) 基本設計業務内容	3
	(6) 設計基準	3
	(7) 外観図及び内観図	3
	(8) 建築基本設計図書	3
	(9) 電気設備基本設計図書	4
	(10) 機械設備基本設計図書	4
	(11) その他図書等	4
	(12) 成果品の提出	4
	(13) その他	4
4	プロポーザルの応募に要求される資格	4
	(1) 単体事務所としての応募資格	4
	(2) 設計共同企業体としての応募資格	5
5	配置技術者の要件	5
6	スケジュールと手続き	5
	(1) 手続きの方法	5
	(2) 業務についての質問	5
	(3) 現地見学会	5
	(4) 応募登録	5
	(5) 1次審査用の技術提案書等の提出	5
	(6) 1次審査の実施	5
	(7) 1次審査結果の公表及び通知	5
	(8) 2次審査用資料の提出	6
	(9) 2次審査の実施	6
	(10) 2次審査結果の公表及び通知	6
7	審査方法及び審査項目	6
	(1) 1次審査（書類審査）	6
	(2) 2次審査（ヒアリング）	6
	(3) 審査員	6
8	契約	7
	(1) 契約方法	7
	(2) 契約の締結	7

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

(3) 委託料の支払条件	7
(4) 契約保証金	7
9 無効となる応募登録又は技術提案書等	7
10 工事等受注資格の喪失	7
11 その他.....	8

参考資料（その他）

[屋島活性化基本構想](#)（日本語 /Japanese）

[屋島山上拠点施設基本構想](#)（日本語 /Japanese）

[屋島ナビ](#)（日本語 /Japanese）

[Takamatsu City Web Site /Sightseeing](#)（英語 /English）

[Google Map](#)

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、屋島山上拠点施設の基本設計者を選定するため、提案公募型プロポーザル方式による基本設計者選定の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

香川県高松市（以下「本市」という。）は、瀬戸内海国立公園並びに史跡及び天然記念物に指定されるなど、自然や景観、歴史文化等の魅力に満ちた屋島を、市民の誇れるシンボルとして再生させることを目的として屋島山上拠点施設の整備を計画している。

本計画の背景として、2013年1月に本市が策定した「屋島活性化基本構想」において、屋島活性化の根幹を成す重要な取組として「ビジターセンター（ガイダンス施設）の整備」を掲げ、これを踏まえて2014年5月に「屋島山上拠点施設基本構想」を策定した。

屋島山上拠点施設は、山上の景観に調和し、屋島の歴史や文化的価値を象徴する優美な外観とともに、来訪者のための諸機能が、高い構想力によってデザインされることが求められる。すなわち、その建物としての魅力や存在感が、高松市域にとどまらず、備讃瀬戸はもとより、広く瀬戸内海一円に及び、まさに瀬戸内海国立公園のシンボルとして、輝き続けるものとなることが期待されている。

本プロポーザルは、このような施設の設計に当たり、特に優れた能力を有する設計者を選定するために、国内外から幅広く応募者を募るものである。

2 整備事業概要

(1) 事業名

屋島山上拠点施設整備事業

(2) 整備用地

高松市屋島東町1784番6及び1784番13

敷地面積 約3,400㎡

([参考資料1](#)を参照)

(3) 整備条件

- ① 屋島山上拠点施設基本構想に基づき、整備事業費については、6億円を上限とする。事業費には、建築工事、外構工事、設備工事等の建築付帯工事が含まれる。なお、上限費用の算定については、屋島山上拠点施設基本構想策定時点を基準とし、以後の建設市場の価格動向、消費税率改定等を踏まえて補正するものとする。
- ② 延床面積は、1,000㎡以下とする。
- ③ 整備事業を2019年2月までの完了を目指す設計内容とすること。
- ④ 屋島山上拠点施設の事業用地は、屋島が瀬戸内海国立公園並びに史跡及び天然記念物の指定のエリア内にあること、さらには、本市都市計画において用途が指定されていることに伴い、それぞれ関係法令に基づく、整備上の規制が存在する。屋島山上拠点施設の整備に当たっては、これらの規制を前提条件として、設計等において適切に対応すること。

なお、整備上の法的な制約は、巻末の[別表1](#)を参照すること。

- ⑤ 整備用地の地盤の状況は、「高松市内遺跡発掘調査概要による調査対象地のトレンチ状態図」[参考資料2](#)及び「各トレンチ土層」[参考資料3](#)に掲載している。又、用地測量及び地質調査データについては、基本設計業務着手時において本市から提供する。

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

(4) 施設に必要な機能

- ① 山上の景観に調和し、屋島の歴史や価値を象徴する優美な外観とするとともに、建物としての魅力や存在感が、高松市域にとどまらず、備讃瀬戸はもとより、広く瀬戸内海一円に及び、まさに瀬戸内海国立公園のシンボルとして輝き続けるものとなるよう高い構想力によってデザインすること。
- ② 屋島山上拠点施設基本構想のうち、基本構想策定の趣旨、基本的考え方と整備に当たっての基本方針及び整備計画に掲げる機能を確保しつつ、自然環境や歴史的背景に恵まれた屋島の魅力について、建築物全体又は一部において、例えば、ストーリー性を持たせた仕掛け、ハンズオン等の参加型展示又は情景のパノラマ展開などのオリジナリティあふれる手法や空間で、象徴的・印象的に体感できるものを提案すること。
- ③ 施設の入り及び施設内の構造はバリアフリーとすること。
- ④ 飲食・物販機能を設け、屋島ならではの集客力のあるものを提供することにより、民間との相乗効果が得られるようにすること。
- ⑤ 屋島山上・牟礼・庵治地区を中心に、本市の文化観光情報（特産品展示含む）案内設備を設けること。
- ⑥ 施設の内外で、誰もが気軽にくつろぎ、瀬戸内海や市街地の景観を楽しむことができるように、休憩設備、屋内景観展望スペース、屋外景観展望デッキを設けること。
- ⑦ 研修や交流イベント開催などの多目的利用ができるホールを設けること。
- ⑧ 野外活動の拠点ともなり得るエントランスホールと屋外多目的広場を設けること。
- ⑨ スタッフルーム・器材収納庫を設けること。
- ⑩ 男女別トイレ、授乳室、給水所を設けること。
- ⑪ 植栽等による庭園的な空間を創造すること。
- ⑫ 夕景・夜景を楽しむことのできることに配慮した照明等の設備を設けること。

(5) 留意事項

- ① 屋島山上拠点施設の整備予定地に隣接する新屋島水族館については、屋島山上における主要な集客施設であるが、2014年11月に同水族館の運営事業者から、施設の老朽化等を理由に運営断念が発表されている。基本設計業務期間内における水族館の動向によっては、屋島山上のあるべき活性化像を思い描きながら、水族館用地の利活用も含めた業務となる場合がある。
- ② 本市では、有料道路であるドライブウェイの在り方を始め、屋島山上へのアクセスについて、来訪者の利便性が向上するよう、関係者と協議を行っている。基本設計業務の実施においても、状況の変化を的確に捉えること。

3 基本設計業務仕様概要

(1) 業務名

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務

(2) 履行期間

契約締結の日から7か月間

(3) 基本設計業務契約金額

「20,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）」を上限とする。

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

(4) 重要事項

① 拠点施設整備を計画している屋島山上では、瀬戸内国際芸術祭2013に引き続き、同2016の開催においても作品展示が計画されているなど、屋島の歴史・文化や自然、瀬戸内海景観等と調和させたアート展開の動きがある。

このことから、本設計業務に当たっては、契約者の提案をベースとするが、これらの取組と連動させる必要があるため、本市が囑託している建築アドバイザー（門内輝行京都大学大学院教授）が参画するほか、アートディレクターの北川フラム氏等瀬戸内国際芸術祭関係者の意見も取り入れながら進めていくこととしているので、設計の各段階において柔軟に対応をすること。

② この仕様は、基本設計業務の概要を示したものであり、詳細な業務内容については、契約前に、受注者と協議を行い、受注者から提示のあった基本設計業務見積金額の範囲内で調整するものとする。

③ 実施設計については、「官庁施設の設計業務等積算基準」等に基づき発注するため、受注者は、実施設計業務の積算に必要な資料を提出しなければならない。

④ 本市では、基本設計業務の履行状況が良好であり、また、実施設計業務予算が、高松市議会において可決されることを前提として、本業務に直接関連する実施設計の委託業務を随意契約により締結する予定がある。

⑤ 業務の履行期間中であっても、本市が図書の提出を求めたときは、速やかに応じること。

(5) 基本設計業務内容

仕様書のとおりとするが、主な点は、次のとおりである。

(6) 設計基準

設計基準は、日本国内の各種基準に基づく。

(7) 外観図及び内観図

① 外観図をA3判×2面（うち1面は俯瞰図）作成する。

（精密に彩色を行い、近隣建物はマスの的に単色で表現する。また、すべてアルミ製額縁入りとする。）

② 内観図をA3判×10面作成する。（精密に彩色を行う。）

(8) 建築基本設計図書

① 建築計画概要図（建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、景観計画、色彩計画、防犯防衛計画、防災計画、構造計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画、工程計画、施工計画等を含む。）

② 工事費概算書

③ 仕上表（内外主要部）

④ 面積表（建築基準法による。）

⑤ 色彩計画書（内外主要部）

⑥ 敷地案内図

⑦ 配置図及び外構計画図

⑧ 各階平面図

⑨ 立面図（各面）

⑩ 断面図

⑪ 矩形図（主要部詳細）

⑫ 構造工法検討書、基本構造部及び概略計算書

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

- ⑬ 建築工事概略施工計画書及び概略工事工程書
 - ⑭ 各種技術資料
- (9) 電気設備基本設計図書
- ① 電気設備計画概要書（電力設備、通信設備、防災計画等）
 - ② 工事費概算書
 - ③ 仕様概要書
 - ④ 各種技術資料
 - ⑤ 概算ランニングコスト
- (10) 機械設備基本設計図書
- ① 機械設備計画概要書（空調設備、衛生設備、昇降機設備、防災計画等）
 - ② 工事費概算書
 - ③ 仕様概要書
 - ④ 各種技術資料
 - ⑤ 概算ランニングコスト
- (11) その他図書等
- ① 透視図（すべて彩色を行い、作図位置は別途指示する。）
 - ② 模型の作成（敷地周辺も含み、縮尺1/200）
 - ③ 関係法令等に係る関係各機関等との打合せに必要な資料の収集及び作成
 - ④ 設計調査書
 - ⑤ 打合せ記録簿
- (12) 成果品の提出
- ① 設計図書原図1部（ケースに入れること）、コピー10部程度、CADデータ(DXF形式)・電子データ
 - ② 設計書の記載言語は、日本語とする。数字は算用数字、単位はメートル法、通貨は日本円とする。
- (13) その他
- 応募者が一級建築士事務所には所属していない場合は、本業務は、応募者と資格者を有する事務所との共同企業体との契約となる。

4 プロポーザルの応募に要求される資格

本プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）の必要な資格は、次のとおりとする。なお、設計共同企業体としての応募も可とする。

(1) 単体事務所としての応募資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 高松市指名停止等措置要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 高松市税（全税目）の滞納がないこと。
- ④ 法人税と消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- ⑤ 民事再生手続又は会社更生手続の申立てがされてないこと。
- ⑥ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こすなどで、銀行当座取引を停止されてないこと。
- ⑦ 高松市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査基準に適合すること。

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

- ⑧ 単体企業等で応募する者は、設計共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- (2) 設計共同企業体としての応募資格

- ① 構成員のすべてが、上の号①から⑦までの資格を満たす者であること。
- ② 構成員は、他の設計共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

5 配置技術者の要件

応募者が一級建築士事務所に所属していない場合は、技術提案書を提出するまでに、一級建築士事務所に所属する一級建築士を確保し、1次審査を通過した場合には、協力事務所の一級建築士事務所登録証のコピーを提出すること。

6 スケジュールと手続き

(1) 手続きの方法

書類の提出先は、次のとおりとする。

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 4階
市民政策局政策課「屋島山上拠点施設基本設計プロポーザル」事務局

(2) 業務についての質問

2015年8月18日(火)から9月9日(水)午後5時15分までの間に、ホームページのフォームから質問することが出来る。質問には、その都度、質問者に回答する。また、9月29日(火)までに、全ての質問に対する回答をホームページに登載する。なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 現地見学会

2015年9月8日(火)13時半に実施するので、現地見学会参加希望者は、9月4日(金)までに、ホームページから申し込むこと。

説明は、日本語及び英語で説明を行う。なお、質問は、ホームページのフォームから行うこと。なお、不参加が審査に影響することはない。

(4) 応募登録

2015年8月18日(火)から9月30日(水)までの間に、ホームページにある応募登録フォームから登録をすること。登録受付後、応募に必要な登録番号を発行する。

(5) 1次審査用の技術提案書等の提出

- ① 技術提案書等は、2015年11月13日(金)午後5時15分まで(必着)に、[別表2](#)の送り状を参考にして、郵送又は宅配で提出すること。提出するものは、[別表3](#)に記載している。
- ② 使用する言語は、日本語又は英語とし、また、提出物で使用する通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ③ 作成にあたっては、この要項に記載していることを確認すること。

(6) 1次審査の実施

2015年11月中に、書類審査を行う。

(7) 1次審査結果の公表及び通知

1次審査結果は、2015年12月11日(金)までに、ホームページで公表することを予定している。

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

また、1次審査通過者に対しては、2次審査の実施日程を合わせて通知する。

(8) 2次審査用資料の提出

- ① 2次審査用資料は、通知された日までに、提出すること。別表2の送り状を参考にして、郵送又は宅配で提出すること。提出するものは、[別表4](#)に記載している。
- ② 作成時に注意する事項は、(5)②及び③と同じである。
- ③ 2次審査用資料を提出した者には、30万円を支出する。

(9) 2次審査の実施

2016年1月上旬を予定している。

(10) 2次審査結果の公表及び通知

2次審査結果は、**2016年1月から2月**にホームページで公表することを予定している。

7 審査方法及び審査項目

(1) 1次審査（書類審査）

項目	配点
設計コンセプトの内容	20
オリジナリティと実現性を兼ね備えているか	20
事業の趣旨を的確にとらえプランに反映できているか	20
柔軟性や発想の展開を備えているか	20
施工コスト削減、軽減に配慮しているか	10
管理運営コストの削減、軽減に配慮しているか	10

【100点】

合格者は、5名程度とする。

(2) 2次審査（ヒアリング）

項目	配点
1次審査の各審査項目についての質疑回答	60
業務の実施体制についての質疑回答	20
事業の実現性	20
基本設計見積（参考）	-

【100点】

※審査は、1次審査と2次審査の総合評価点を踏まえて、審査員の合議制で実施する。

※最優秀者1者及び優秀者1者を決定する。

(3) 審査員

- 門内 輝行（本市建築アドバイザー/京都大学大学院工学研究科教授）
妹島 和世（建築家/株式会社妹島和世建築設計事務所代表）
古谷 誠章（建築家/有限会社ナスカ代表）
松下 雄介（高松市副市長）

高松市屋島山上拠点施設基本設計業務プロポーザル募集要項

8 契約

(1) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

選定された最優秀者と契約の交渉を行うものとする。この場合、契約しようとする仕様の内容及び条件について、関係者の合意形成を図るため、契約締結までに一定の期間を要する場合がある。なお、契約の締結が成立しない場合は、優秀者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 契約の締結

① 契約は、「高松市建築設計業務等委託契約約款」に基づく。

② 当該設計業務に係る委託料は、「20,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）」を上限とし、審査時に提出した設計業務見積書が契約金額となる。

(3) 委託料の支払条件

本件業務の完了検査後、請求に基づき支払う。ただし、契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、契約金額の10分の3を限度として前払金の支払いを請求することができる。

(4) 契約保証金

要する。（契約金額の10%以上）ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

9 無効となる応募登録又は技術提案書等

応募登録又は技術提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。なお、この場合その者と契約しないこととし、一切の損害賠償責任の責を負わない。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 本要項、及び様式に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 提案内容に、様式に定められた場所を除き、提出者が判別できる表記をしたもの
- ⑥ 審査員に対する働きかけがあったと本市が判断した場合
- ⑦ 応募資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他の応募資格及び応募条件の要件を満たさなくなった場合
- ⑧ 第三者の知的財産権を侵害した場合
- ⑨ その他本市が不適格と認めた場合

10 工事等受注資格の喪失

本件業務の受注者（受注した者と同一の設計共同企業体の構成員及び協力事務所を含む。）が製造業者又は建設業者と資本・人事面等において関連があると認められる以下の条件に該当する場合、関連を有する製造業者又は建設業者は、本件業務に係る工事を請け負うことができない。

- ① 本業務を受注者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合
- ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が、受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合

1.1 その他

- ① 応募者1者につき、1提案とする。また、応募者間で協力事務所等が重複していることは、問わない。ただし、応募者が別の応募者の協力事務所等になること及び他の応募者の協力事務所等が、自らの名で応募することはできない。
- ② 審査員の属する事務所は、本プロポーザルに関与することができない。
- ③ 手続きにおいて使用する言語は、日本語又は英語とし、また、提出物で使用する通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ④ プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、2次審査資料作成費用の一部を除き、応募者の負担とする。
- ⑤ 提出期限以降における技術提案書等の差替え及び再提出は、認めない。また、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別の場合を除き、変更することができない。やむを得ず、技術者を変更する場合には、当初の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- ⑥ 本市は、本プロポーザルの過程や結果の公表、展示、及び本市が必要と認める場合において、提出物を無償で使用できるものとする。また、高松市情報公開条例に基づき、審査の過程が公開される場合がある。
- ⑦ 技術提案書等に含まれる第三者の著作権の公表、展示などの使用に関しては、応募者が第三者の承諾を得ておくこと。
- ⑧ 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑨ 提出された技術提案書等の書類は、返却しない。
- ⑩ 応募者は、この要項に定める諸条件を同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。